



平成 26 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 : 大 日 精 化 工 業 株 式 会 社

代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 社 長 高 橋 弘 二

(コード番号 4116 東証第 1 部)

問 合 せ 先 : 取 締 役 総 務・人 事、広 報 部 門 担 当 中 村 一 男

TEL 03-3662-7111

定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成 26 年 5 月 13 日開催の取締役会において、定款一部変更に関する議案を平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 111 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 取締役の員数の変更

豊富な経験と幅広い見識を有する社外取締役の採用による取締役会の監督機能強化など、当社経営体制の一層の強化・充実を図るため、現行定款第 18 条（員数および選任方法）第 1 項の取締役の員数を 10 名以内から 12 名以内に変更するものであります。

(2) 社外取締役との責任限定契約にかかる規定の新設

社外取締役の適切な人材確保及び期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を、定款第 27 条（取締役の責任免除）第 2 項に新設するものであります。

なお、定款第 27 条（取締役の責任免除）第 2 項の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(員数および選任方法) 第 18 条 当社の取締役は <u>10</u> 名以内とし、株主総会において選任する。 ② (条文省略) (取締役の責任免除) 第 27 条 (条文省略) (新 設)	(員数および選任方法) 第 18 条 当社の取締役は <u>12</u> 名以内とし、株主総会において選任する。 ② (現行通り) (取締役の責任免除) 第 27 条 (現行通り) ② <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 26 年 6 月 27 日 (予定)

定款変更の効力発生日

平成 26 年 6 月 27 日 (予定)

以上